

令和5年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和5年9月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和5年9月5日	9時30分	議長	重松一徳	
	散会	令和5年9月5日	14時05分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	工 藤 絵美子	出	8番	大久保 由美子	出
	2番	水 田 志 保	出	9番	末 次 明	出
	3番	中牟田 文 明	出	10番	栗 野 久 明	出
	4番	佐々木 教 雄	出	11番	大 山 勝 代	出
	5番	中 村 絵 理	出	12番	松 石 信 男	出
	6番	天 本 勉	出	13番	重 松 一 徳	出
	7番	松 石 健 児	出			
会議録署名議員	9番	末 次 明		10番	栗 野 久 明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 井 上 克 哉		(係長) 天 野 拓 也		(書記) 濱 口 結 花	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也	産業振興課長	大 石 顕		
	副 町 長	酒 井 英 良	まちづくり課長	井 上 信 治		
	教 育 長	柴 田 昌 範	定住促進課長	山 田 恵		
	総 務 課 長	平 野 裕 志	建 設 課 長	今 泉 雅 己		
	企画政策課長	亀 山 博 史	会 計 管 理 者	寺 崎 博 文		
	財 政 課 長	吉 田 茂 喜	教 育 学 習 課 長	古 賀 浩		
	税 務 課 長	古 賀 満 宏	福 祉 課 参 事	松 田 美 紀		
	住 民 課 長	毛 利 博 司	こども課保育園長	佐 藤 定 行		
	健康増進課長	藤 田 和 彦	まちづくり課図書館長	城 本 直 子		
	福 祉 課 長	戸 井 竜 二	建 設 課 参 事	酒 井 孝 行		
こども課長	山 本 賢 子					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | |
|---------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 各常任委員会の所管事務調査報告 |
| 日程第 5 | 一般行政報告 |
| 日程第 6 | 教育行政報告 |
| | 提案理由説明 |
| 日程第 7 議案第26号 | 基山町課設置条例の一部改正について |
| 日程第 8 議案第27号 | 基山町職員定数条例の一部改正について |
| 日程第 9 議案第28号 | 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 議案第29号 | 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 議案第30号 | 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第12 議案第31号 | 令和 4 年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第13 議案第32号 | 佐賀県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第14 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度基山町一般会計補正予算（第 5 号）） |
| 日程第15 議案第33号 | 令和 5 年度基山町一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第16 議案第34号 | 令和 5 年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第17 議案第35号 | 令和 5 年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第18 議案第36号 | 令和 5 年度基山町下水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第19 認定第 1 号 | 令和 4 年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第20 認定第 2 号 | 令和 4 年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第21 認定第 3 号 | 令和 4 年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第22 認定第4号 令和4年度基山町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 報告第5号 令和4年度基山町健全化判断比率等の報告について
- 日程第24 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について
- 日程第25 決算特別委員会の設置について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
ただいまから令和 5 年第 3 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、末次明議員と栗野久明議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から22日までの18日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（重松一徳君）

日程第 3. 諸般の報告を行います。

令和 5 年第 3 回定例会諸般の報告。

最初に、例月出納検査について、報告します。

地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月現金出納検査について、同条第 3 項の規定により、監査委員から結果の報告がありました。お手元に配付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

次に、閉会中の議会の会議及び研修等について、報告します。

令和 5 年 7 月 19 日から 21 日に佐賀県町村議会議長会行政視察が宮城県柴田町で「議会改革の取組について」、利府町で「議会広報への取組について」実施され、議長が視察研修を行いました。

次に、令和5年7月28日に宝満川流域下水道促進協議会定例会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和5年8月1日に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合議会臨時会が開催され、議長、天本議員、佐々木議員が出席しました。

次に、令和5年8月2日に知事・市町議会議長懇話会が開催され、議長が出席しました。

次に、令和5年8月23日に鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会が開催され、議長、大久保議員が出席しました。

また、同日に鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が開催され、議長、工藤議員が出席しました。

次に、令和5年8月29日に基山町議会議員と基山町商工会役員との意見交換会が開催され、議員13名が出席しました。

次に、令和5年8月31日に佐賀県町村議会議長会議議長会議が開催され、議長が出席しました。

また、同日に佐賀県町村議会議長会主催の全議員研修会が開催され、藻谷浩介氏を講師に迎え、「人口減少時代に生き残るのは、海外？大都市？それとも佐賀？」を演題に講演があり、議員13名が出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 各常任委員会の所管事務調査報告

○議長（重松一徳君）

日程第4. 各常任委員会の所管事務調査報告を議題とし、調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。天本総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（天本 勉君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査をさせていただきます。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

1 調査事項及び調査期日

(1) 学童保育 放課後児童クラブの現状及び課題について

教育学習課の概要説明及び現地視察 令和5年7月19日（水）

2 調査結果

放課後児童クラブの事業（放課後児童健全育成事業）は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づく事業で、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図ることが目的とされております。

基山小学校ひまわり教室の定員は200名で、4教室を支援員、補助員を含め21名で運営しており、若基小学校のコスモス教室の定員は80名で、通常1教室を支援員6名で運営している。令和5年5月1日現在のコスモス教室の登録者数は68名で令和3年度の34名から倍増しているとの説明を受けました。

保護者の所得に違いがあると思うが、利用料の減免はあるのかとただしたところ、基山町は他市町に比べて利用料を低く設定しているので、生活保護世帯のみを減免しているとの説明を受けました。

子どもたちが食しているおやつはどのように選定しているかただしたところ、新型コロナ等の影響もあり個包装のものにするなど、苦慮しながら選んでいるとの説明を受けました。

基山小学校のひまわり教室と若基小学校のコスモス教室とで支援員の配置換えは行っているかただしたところ、支援員へのヒアリングを行っており、必要に応じて実施している。令和3年度はコスモス教室からひまわり教室へ1名、令和5年度はコスモス教室からひまわり教室へ1名の配置換えをし、ひまわり教室でも教室間で数名が異動しているとの説明を受けました。

コスモス教室は平成19年に校舎内に移って16年が経過し、ひまわり教室は平成21年に建設されてから14年が経過している。施設の改善等の必要性についてただしたところ、若基小学校の大規模改修の時期に併せて改修を考えていきたい。また、ひまわり教室2階の男子トイレについては児童の使用に不便が生じているとの説明を受けました。

当委員会としては、ひまわり教室の2階男子トイレを児童が安心して使えるようにするため、早急に改修するよう提案いたしました。

子どもの指導について問題点はないかとただしたところ、近年、配慮が必要な児童が急激に増加しているため、支援員の負担は増えている。負担軽減のため、町で子育て支援ネットワークコーディネーター（臨床心理士1名、社会福祉士2名）を委嘱し、巡回を月2回実施している。その後、必要に応じ、個人面談やケース会議を行っている。また、児童発達支援・放課後デイサービス等の実績のある業者に年間50回巡回訪問をお願いし、児童対応の実

実践的なアドバイスや研修を行っているとの説明を受けました。

児童数に対する支援員の配置基準についてただしたところ、国の基準はおおむね児童数40人で支援員2名以上、県のガイドラインでは36人で支援員3名以上が望ましいとの説明を受けました。

当委員会としては、国県の基準は満たしているが子どもたちが過密な状況にあり、ゆとりある空間が必要ではないか。今後、支援員の確保を含め対象学年の見直しや1教室の人数を検討していくべきではないかと提案いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

次に、厚生産業常任委員会の所管事務調査報告を求めます。大久保厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（大久保由美子君）（登壇）

おはようございます。ただいまから厚生産業常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

1 調査事項及び調査期日

(1)きやまコミュニティバスの運営について 令和5年7月19日

（概要説明及び現地視察）

2 調査結果

きやまコミュニティバスは、平成12年4月の民間の路線バス廃止に伴い、同年10月に循環バス運行が始まり、平成26年7月から公共交通として現在の形である1号車・2号車の巡回によるコミュニティバスの本格運行が継続されている。今回、きやまコミュニティバスの乗車体験を行い、事業内容について調査を行った。

乗車体験では、基山駅バス停を出発地点とし、白坂・玉虫線からけやき台2丁目へと時計回りで巡回する1号車けやき台線に乗車した。運行中、けやき台で町民3人が乗車され、その方々に乗車理由を尋ねることができた。男性1人は運転免許証自主返納による証明書を提示して無料で病院へ、ほかの女性2人は毎週の買物にバスを利用されており、運賃は回数券で支払い、きのくにカードのポイントも取得されていた。それぞれ町の補助事業が有効に活用されていることが分かった。

乗車体験実施後、運行経路や時刻の見直しはどのように取り決めているのかとただしたと

ころ、利用者の要望や意見を反映した運行経路や時刻の見直し、バス停の新設、利用者への補助制度創設など、数多くの事業改善を毎年行ってきた。今後も町民の要望に対応した見直しを随時行っていきたいとの説明を受けた。

次に、各バス停での高齢者等への配慮として暑さ対策ができないかとただしたところ、担当職員が乗車して調査した際にも同様の要望があり、基山駅バス停では乗換バスへの連絡調整時間までバスの中で待てるようにした。ほかの主要なバス停については、今後、道路管理者との協議や他市町のバス停の環境を参考に検討したいとの説明を受けた。

また、バス運行回数は1時間に1本程度となっている。利用する際、身近なバス停での時刻表示は確認できるが、目的地からの帰り時刻が分かりづらいので、バス停の時刻表示に工夫ができないかとただしたところ、きやまコミバス便利帳の「マイダイヤ」欄に、利用者の目的に合わせた時刻表が作成できるように支援を行っている。また、バス停での表示は、利用者が多い主要な箇所対策ができないか検討したいとの説明を受けた。

最後に、デマンド型交通計画について、これまでのコミュニティバスの利便性を高めるため、中山間地域にデマンド型交通を導入してはどうかとただしたところ、現在2号車が巡回する地域に、乗降時刻や経路など柔軟に対応できる乗り合いのデマンド型交通の導入に向けて、国の補助事業を活用した実証実験を担当課内で検討している。既に実施している他市町を参考に行いたいとの説明を受けた。

当委員会としては、今後も町民の利便性向上に寄与したコミュニティバス運営に努めることと、中山間地域の高齢者をはじめ、町民の移動手段として柔軟に対応できるデマンド型交通の導入に向けた実証実験を早急に実施するように提案しました。

以上で報告を終わります。

日程第5 一般行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第5．一般行政報告を議題とし、町長の一般行政報告を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、令和5年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町課設置条例の一部改正について」外4件、未処分利益剰余金処分案件が

「令和4年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、事務組合同規約変更案件が、「佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について」、専決処分承認案件が「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第5号）」）、予算案件が「令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）」外3件、決算認定案件が「令和4年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「令和4年度基山町健全化判断比率等の報告について」外1件をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、一般行政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月23日に開催され、令和4年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定等について、全10議案が審議され原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、令和4年度歳入歳出決算の認定等について、全8議案が審議され原案のとおり可決されました。

次に、令和5年7月の大雨についてでございます。

本町では、7月8日から11日にかけての大雨では、降り始めからの総雨量が376.5ミリ、1時間当たりの最大雨量は、10日午前5時から午前6時の1時間に62.0ミリを計測しました。

町では、7月10日午前3時に土砂災害警戒情報が発表されたため、災害対策本部を設置し、午前4時に避難指示を第1区、第2区、第4区、第6区の中山間地域に対し発令しました。この避難指示により、町民会館に避難された方は18人でした。

この大雨による本町の被害については、町道や林道の崩壊や農地・農業施設に被害が発生しております。

現在それぞれの施設の応急工事や土砂撤去を行っており、今後は本復旧に取り組んでまいります。

次に、消防関係についてでございます。

基山町消防団の夏季訓練を8月20日基山町総合体育館で行いました。訓練は、鳥栖・三養基地区消防事務組合基山分署の指導の下、普通救命講習を実施しました。講習では、心肺蘇生やAEDの使用方法を中心に行われ、団員の技術向上を図ることができました。

次に、定住促進関係についてでございます。

基山定住サプライズプロジェクトの一環として実施しております「子育て・若者世帯の住宅取得補助金」につきましては、8月末現在の申請件数12件となっております。

「移住体験住宅」につきましては、8月末現在の利用件数は宮浦体験住宅4件、小倉体験住宅4件となっております。

佐賀県外から移住し、要件を満たす49歳以下の方に交付する「さが暮らしスタート支援事業に係る移住支援金」につきましては、8月末現在の申請件数は1件となっております。

次に、国民スポーツ大会関係についてでございます。

令和6年10月のSAGA2024国民スポーツ大会開催に向けて、大会の認知度や参加意識の向上を図るため、5月に、基山小学校を訪問して講話と競技体験会を実施し、6年生4クラスの児童の皆さんに参加していただきました。

6月、7月には、基山町開催競技プロモーションビデオや懸垂幕、横断幕を作成し、ホームページに掲載するとともに役場・駅・基山PAなど5か所に設置しました。また、きのくに祭りでは国スポブースを設置し、「うちわデザインコンテスト」を行い、55人の皆さんに応募いただきました。

8月には、基山駅、けやき台駅の階段及び基山町総合体育館のエレベーター扉への周知用装飾を実施しました。

次に、きのくに祭りについてでございます。

7月22日に「第36回きのくに祭り」が開催されました。昨年に続き基山町ふるさと大使のお笑いコンビどぶろっくをゲストとして迎え、「どぶろっくオンステージ」や地元ダンススクールによるパフォーマンス、音楽ライブなどが披露され、新型コロナウイルス感染症拡大前の盛り上がりとなり、大勢の参加者で大盛況となりました。

次に、きやま創作劇についてでございます。

ふ・れ・あ・いフェスタで開催します「きやま創作劇」につきましては、今年度が天智天皇欽仰之碑建立90周年、特別史跡指定70周年となっており、「基山（きざん）」にまつわる基山町の歴史を学び伝えるため、天智天皇欽仰之碑建立の物語として「この道は」の上演を決定しました。7月23日に説明会を行い、12月の公演に向けて練習を行っております。

次に、生涯学習関係についてでございます。

7月8日に、「宝くじふるさとワクワク劇場in基山」を開催し、落語家や芸人による「お

笑いオンステージ」と吉本新喜劇メンバーと町民が共演するステージ「ほのぼの Comedy 劇場」により、453人の参加をいただき楽しんでいただきました。

8月12日は、三井住友海上文化財団との共催による「福川伸陽ホルン・リサイタル」を開催し、368人の参加をいただき楽しんでいただきました。11日には、リサイタルの前イベントとして「子どもミニコンサート」を開催し、未就学児の親子31人にホルンとピアノ演奏を舞台上で鑑賞していただき楽しんでいただきました。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病の予防や疾病の早期発見のための総合健診として、特定健診及び各種がん検診を5月に7日間、6月に6日間の13日間実施しました。10月と11月にも5日間を予定しております。

例年同様、事前予約制による当日の待ち時間の短縮や特定健診とがん検診の同日受診の対応、土日健診を行うとともに基山町母子保健推進員の協力の下、託児日の設定などの対応を行い効果的・効率的に実施しました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

春開始接種は、高齢者や医療従事者など重症化リスクが高い方を対象に、5月8日から9月19日の接種期間で実施しております。8月末時点での予約状況は、接種対象者6,271人に対し、予約者3,365人、予約率53.65%となっております。

秋開始接種は、5歳以上の初回接種を完了した方を対象に、オミクロン株のXBB系統に対応した新しいワクチンを使用し、9月20日から町内5医療機関で個別接種の開始を予定しております。集団接種は9月24日から実施する予定で準備を進めております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連給付金についてでございます。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者の負担軽減を図るため、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付いたします「子育て世帯生活支援特別給付金」につきましては、8月末現在、65世帯、132人の児童を対象に660万円を給付しました。

コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受け、生活費の負担増加により特に生活支援が必要になっている住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円を給付する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」につきましては、8月末現在、1,013世帯を対象に3,039万円給付しました。

コロナ禍における子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため新生児1人につき5万円を給付いたします「基山町新生児特別定額給付金」につきましては、8月末現在、26世帯、27人の新生児に対し135万円給付しました。

次に、新型コロナウイルス感染症関連中小企業等支援についてでございます。

電力・ガス・食料品等価格高騰に対応するため、消費喚起と経済の回復を図ることを目的としたプレミアム付商品券につきましては、7月29日から事前申込者への引換販売、その後8月5日から一般販売を行い、町発行分と商工会発行分合わせて、発行総数2万冊、発行総額1億8,800万円分が完売しました。使用期限は令和6年1月20日までとなっています。

次に、子どもクラブ事業についてでございます。

6月24日に基山町子どもクラブ連絡協議会主催による「子どもクラブスポーツ大会」が総合体育館で開催されました。アリーナで行われた小学生のドッジビーでは、1つの区から複数チームの参加や区合同チームの編成による参加があり合計18チームが出場しました。総合体育館いっぱい子どもたちと応援者の歓声があふれ、子どもたちがお互いに励まし合いチーム一丸となって勝利を目指す元気な姿が見られました。

次に、青少年育成事業についてでございます。

7月30日から1泊2日の日程で、基山町青少年育成町民会議主催の「夏期研修自然体験活動」が実施されました。4年ぶりの宿泊を伴う研修には、小中学生10名が参加し、武雄市の黒髪山へ登山を行いました。猛暑の中、道中険しい箇所もありましたが、仲間同士、協力し助け合って、全員が無事に登頂することができました。

自然の厳しさや仲間と力を合わせて頑張った達成感、また、ふだんの便利な生活から離れて我慢する体験等を通して、次代を担う青少年の健全育成の推進を図られました。

次に、生活環境事業についてでございます。

6月4日に県内一斉美化活動を開催しました。町内の各区で取り組んでいただき、可燃物等約7.5トン、前年比2.9トン増となり町内美化を進めていただきました。

また、「親子で川の生き物調査～水生生物調査～」を7月30日に実施しました。この事業は、川の中にすんでいる生き物の種類により川の汚れの調査を行うもので、会場の基山共同乾燥場には7組18人の参加があり、川の中の調査によりきれいな川との結果が出ました。

次に、工事の発注、進捗状況についてでございます。

町道舗装補修第1期工事（向平原・城戸線外）につきましては、令和5年6月21日から令

和5年10月31日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が1,945万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、20%でございます。

町道舗装補修第2期工事（箱町・麦尾線外）につきましては、令和5年7月18日から令和5年12月8日までの工期で、有限会社林重機が1,107万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

下工5補第3号宝満川処理区第6汚水幹線管路築造工事（2工区）につきましては、令和5年8月1日から令和6年3月15日までの工期で株式会社坂口組基山支店が8,097万円で請け負い、施工しております。

現在の出来高は、10%でございます。

次に、図書館についてでございます。

平成28年4月の開館以来、多くの方々に利用いただき、7月13日に入館者が100万人に達成しました。同日に入館者100万人を祝う記念のセレモニーを開催し、100万人目となった方に花束と記念品を贈呈しました。

セカンドブックプレゼントでは、7月7日に基山小学校の1年生114人に、7月13日に若基小学校1年生45人に基山町選定図書の中から児童が希望する1冊と、P I C F Aデザインの「図書館通いバック」を贈りました。

7月27日には、ボランティア団体「手をつなごう図書館の会」と共催で、紫外線チェックができるビーズを使用したペットボトル風鈴とストラップを作る「SDGsワークショップ」を行いました。

8月26日には、大字基山編集部と共催で、「クリーニングデイ佐賀」として誰でも自由に参加できる本の交換会を開催し、多世代交流と本の再利用につなげました。

今後も、魅力ある図書館づくり、町民の方から親しまれる図書館づくりを目指して推進してまいります。

最後に、ふるさと応援寄附金についてでございます。

8月末現在、1万2,218件、2億2,402万7,000円の寄附申込みをいただいております。昨年同時期に比較しますと、件数で31.9%の減、金額では16.8%の減となっております。

以上をもちまして、一般行政報告を終わらせていただきます。

日程第6 教育行政報告

○議長（重松一徳君）

日程第6．教育行政報告を議題とし、教育長の教育行政報告を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さんおはようございます。続きまして、教育行政報告をさせていただきます。

まず、学校教育関係についてでございます。

町立小中学校の3校ともに7月20日に1学期終業式、8月25日に2学期始業式を行いました。夏季休業中は、子どもたちにタブレット端末を活用した宿題の取組やオンライン登校日を設けて子どもたちの状況確認等を行いました。

夏季休業中の放課後児童クラブの利用者数は基山小学校ひまわり教室が263人、若基小学校のコスモス教室が85人となっております。

補充学習につきましては、主体的な学習の仕方や基礎的・基本的な学力の定着及び活用力の向上を図ることを目的として実施しております。

小学校の補充学習につきましては、民間の学習塾『英進館』に業務を委託し、3年生と6年生を対象とした算数の放課後補充学習を6月28日から毎週水曜日に実施しております。参加者数については、3年生が基山小学校77人、若基小学校18人、小学6年生は基山小学校56人、若基小学校25人となっております。

中学校の補充学習につきましては、放課後学習会として1・2年生を対象に6月14日から来年2月下旬まで18回行う予定としており、116人が参加して実施しております。中学3年生を対象にした放課後学習会は、11月中旬から開始する予定にしております。

次に、通学路点検についてでございます。

通学路点検につきましては、保護者代表であるPTA役員、住民課、建設課、教育学習課、小中学校から管理職、関係地区の区長、安全な町づくり推進協議会、鳥栖警察署交通課の方々とともに、基山町通学路交通安全プログラムに基づき7月14日に合同点検を行いました。

今年度は7区、10区、12区、15区で点検を行い、カラー舗装、道路区画線、防護柵の修繕や7区の大型貨物車の交通量が多い横断歩道をカラー舗装化することで歩道の視認性の向上ができないかなど、鳥栖警察署交通課担当者と関係者で意見交換をしながら現地を確認したところでございます。合同点検で確認した事項については、関係各課で協議をして今後、改善できるように努めるとともに「対策箇所図」及び「対策箇所一覧表」を後日、基山町ホームページに公表する予定としております。

次に、中学校の部活動関係についてでございます。

7月2日から鳥栖・基山地区中学校総合体育大会が行われました。団体種目では、剣道、女子バレーの2種目で優勝し、団体6種目、個人戦ではソフトテニス4ペア、その他の種目で5人が地区代表として県大会に出場しました。

県大会出場者の中で九州大会への出場権を得たのは、女子バレー部、陸上部3人、柔道部女子1人、ソフトテニス男子1ペア、空手道女子1人でした。

なお、文化部では吹奏楽部が佐賀県吹奏楽大会において見事、銀賞を受賞しました。

次に、文化財関係についてでございます。

5月26日に基山町民俗芸能保存会総会が開催され、昨年までコロナ禍で中止となっていた基山町指定の重要無形民俗文化財「荒穂神社の御神幸祭」と「宝満神社の園部くんち」が、4年ぶりに開催されることが決定されました。多くの方々が祭りに参加し、観覧していただきけるよう準備を進めてまいります。

また、今年には特別史跡地内の天智天皇欽仰之碑、通天洞が建立から90周年を迎えることから基山（きざん）への関心を深めてもらおうと、6月に小中学生のほか一般の方も対象にして「基肆城絵はがきコンクール」を開催しました。小中学生からは、昨年度を超える応募があり、応募総数は1,329点となっております。優秀作品16点と全ての応募作品を7月25日から8月6日まで基山町立図書館で展示して、多くの方々に御覧いただきました。

最後に、災害復旧事業についてでございます。

令和5年7月の大雨で特別史跡地内の遊歩道や管理道路が被災いたしました。

災害復旧工事を進めるため、8月2日に佐賀県文化財保護活用室担当者に対し、現地で大雨による被災状況の説明を行いました。今後、登山者等への利便性を早く確保できるよう災害復旧に努めてまいります。

以上で教育行政報告を終わります。

日程第7～24 議案第26号～議案第32号、承認第4号、議案第33号～議案第36号、認定第1号～認定第4号、報告第5号～報告第6号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 議案第26号から日程第13. 議案第32号、日程第14. 承認第4号、日程第15. 議案第33号から日程第18. 議案第36号まで、日程第19. 認定第1号から日程第22. 認定第4号まで、日程第23. 報告第5号から日程第24. 報告第6号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、令和5年第3回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、条例案件5件、未処分利益剰余金処分案件1件、事務組合理約変更案件1件、専決処分承認案件1件、予算案件4件、決算認定案件4件、報告事項2件を上程いたしております。

順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第26号「基山町課設置条例の一部改正について」でございます。

母子保健と児童福祉の一体的な支援を強化するために基山町保健センター内にこども課を配置し、基山町こども家庭センターを設置するなどの組織機構改革を令和6年4月1日付で実施し、町の重要施策等に対応できる組織機構体制を整備するため、「基山町課設置条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第27号「基山町職員定数条例の一部改正について」でございます。

基山町こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的支援を行うなど子育て支援の充実を図り、併せて公共施設の整備管理等、町施策の推進に合わせた職員配置を図るため、「基山町職員定数条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第28号「基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」でございます。

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、個人番号カード（マイナンバーカード）の電子証明書機能を搭載した移動端末設備（スマートフォン）でコンビニエンスストア等に設置された多機能端末での印鑑登録証明書の取得ができることとなるため、「基山町印鑑の登録及び証明に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第29号「基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」でございます。

貸付金額の拡充を行うことにより、勉学に意欲のある町内の生徒及び学生に対し、修学に必要な資金として育英資金を広く活用し、町民の利便性向上を図るため、「基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第30号「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」でございます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正に伴い、引用条文の項番号の整理が必要なため、「基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第31号「令和4年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」でございます。

「地方公営企業法」第32条第2項の規定により、令和4年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第32号「佐賀県市町総合事務組合格約の変更について」でございます。

「地方自治法」第286条第1項の規定により、「佐賀県東部環境施設組合」を「退職手当の支給に関する事務の共同処理」に参加させるため、「佐賀県市町総合事務組合格約」を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第5号））」でございます。

本年7月の豪雨による災害復旧費用及び「佐賀県立鳥栖工業高等学校」の「第105回全国高等学校野球選手権記念大会出場」に係る激励金の支払いに伴い一般会計の予算に補正が急務であるため、令和5年8月1日付で行った、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第33号から第36号までは「令和5年度各会計の歳入歳出補正予算」についてでございます。

議案第33号「令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、今回、補正予算として4億8,370万7,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも、89億6,108万1,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まずは障害児通所給付費についてでございます。

サービス利用の増加に伴い増額をお願いするものでございます。

補正額は、1億759万円でございます。

次に、子どもの医療費助成事業でございます。利用の増加見込みにより子どもの医療費助成費の増額をお願いするものでございます。

補正額は、1,309万1,000円の増額でございます。

次に、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業についてでございます。

保健センターに母子保健と児童福祉の一体的な支援を行うための「こども家庭センター」を整備する費用を追加するものでございます。

補正額は、1,906万6,000円でございます。

次に、文化施設、スポーツ施設の補修についてでございます。

町民会館の大ホールの照明設備等、町営テニスコートのFコート人工芝の改修を行うものです。

補正額は、それぞれ829万4,000円、591万7,000円でございます。

次に、災害復旧費についてでございます。

本年7月の豪雨により被災した町道、林道、農地農業用施設等の復旧費を追加するものでございます。

補正額は、6,114万1,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたが、他の内容については担当課長より説明いたします。

議案第34号「令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、今回、補正予算として1,850万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも21億1,985万9,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、償還金の減額及び予備費等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第35号「令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につ

ては、今回、補正予算として3,604万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも3億4,357万7,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、保険料及び納付金等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

議案第36号「令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、今回、補正予算として349万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと予算総額は、4億2,041万4,000円となります。

なお、補正予算の主な内容は、修繕費等の増額でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、認定第1号から認定第3号までは、令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

「令和4年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計」の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、令和4年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。

その説明書を基に、概要について説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、1ページをお願いいたします。一般会計でございます。

令和4年度は、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底とポストコロナへの適切な対応」として、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防、そして、拡大防止、ワクチン接種に取り組みました。また、ウィズコロナ的な視点により、子育て、人材育成の重要性を再認識し、既存事業の見直しを行ったり、新たな事業を展開する「さらなる子育ての支援の充実」やゼロカーボンシティを目指して「脱炭素社会の構築に向けての環境対策への取組」など、各分野にウィズコロナ、新型コロナと両立するような形で積極的に取り組んだということが1ページでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページが2の決算規模ということになりますが、歳入総額が90億487万5,000円、歳出総額が87億1,796万1,000円、前年度の決算額に比べると、歳入で5億6,294万7,000円、5.9%ぐらいですね。それから、歳出で5億5,199万6,000円、6%程度になりますが、減少になっ

ているところでございます。

これを前年度の決算の対前年度の伸び率、歳入が14.0%減、それから、歳出が14.8%減と比較すると、これはあんまり意味がないんですけど、前年度のマイナスよりもマイナス幅が低かったというふうな話なんですけど、正直、令和2年度、令和3年度、令和4年度というのは、まだまだ新型コロナの関係の経費がたくさん入ってきております。特に、令和2年度などは新型コロナ前と全然違うような感じに、異次元の形になりましたので、110億円を超えるような予算規模になったりしましたので、そういった新型コロナの関係があつて大分違ってきているということだと思います。

例えば、令和3年度の決算で新型コロナウイルス関係の決算額というのが7億7,400万円ぐらいあったんですけども、令和4年度の新型コロナウイルス関係の経費は少し減って約6億円なので、1億7,400万円ぐらいはもう本当に新型コロナだけで減るという形になっているところでございます。

他は道路の整備とかで予算のつき方であったり、そういったところによって変わってくるという形になるかというふうに思っておるところでございます。

やっと新型コロナが令和4年度で大体落ち着いてきて、今、令和5年度、まだ新型コロナの経費は残っておりますが、来年になれば、令和6年度になれば新型コロナの経費がほとんどなくなると思いますので、令和元年度がまさにそういう年でございましたので、今年、令和5年度はちょっとだけ残って、令和6年度には令和元年度の新型コロナ前と同じような形になると思いますので、まさに新型コロナというものを差し引いて、基山町全体の予算がはっきり見えてくるという感じになるかなというふうに思っているところでございます。

次に、3の決算収支についてでございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は、2億8,691万4,000円の黒字となっており、そのうち、令和5年度に繰り越すべき財源が544万6,000円、実質収支額は2億8,146万8,000円というふうになっているところでございます。

また、令和4年度の実質収支額から令和3年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は704万8,000円の黒字となっており、財政調整基金積立額、それから、地方債繰上償還金及び財政調整基金取崩額を勘案した実質単年度収支額は1億4,708万1,000円というふうなことになっています。実質単年度収支額はそういう数字になっているということを2ページで説明しております。

そして、3ページをお開きいただきたいんですが、今度は4の歳入でございます。

歳入の決算額は90億487万5,000円ということで、前年度に比べて5億6,294万7,000円の減というふうになっております。

3ページから9ページにかけて、歳入項目ごとに決算状況を記載しておるところですが、その一部を紹介したいと思います。

まずは4ページに移っていただいて、最初に町税なんですが、決算額が24億9,030万9,000円ということで、前年度に比べて7,501万3,000円の増というふうになっております。増収の主なものについては、法人町民税が製造業等の業績好調により、2,901万8,000円の増、固定資産税が土地及び家屋の課税標準額の増により、2,093万4,000円の増となっております。全ての項目について、町税は増になっておりまして、この決算額というのは、基山町の人口が一番多かったのが平成11年なんですが、平成11年の後の平成12年、平成13年辺りが税収が一番高かったんですが、そのとき、今よりも1,600人基山町の人口が多い時期なんですけど、その時期に比べても、1,600人少ないんですが税収は過去最高という形になっているところでございます。

次に、7ページを御覧いただければと思います。

7ページは、地方交付税についても、国の地方財政対策等により3,239万円増となっているところがございます。ただこれは、特に新型コロナ等がありましたので、国が地方交付税、結構いい感じを出してくれていましたけれども、今年度から少し財布が厳しくなっているので、今年度以降、交付税についてはかなり厳しくなるというふうな見方をしているところがございます。

8ページをお願いいたします。

国庫支出金につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の完了に伴う反動減により、4億1,132万6,000円の減少というふうになっております。

それから、15の県支出金につきましては、選挙絡みがあって、4,098万8,000円増になっているということになっております。

寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金が若干減少して、ちょっと厳しい状況になっているということになります。

あと、諸収入につきましては、プレミアム付商品券事業の事業拡大等によって、かなりの、3,000万円以上の増になっているということになっております。

町債につきましては、道路整備事業に係る道路事業債であったり、臨時財政対策債の減少により4億5,000万円程度の減少になっているということになっております。

次に、10ページをお開きいただきたいというふうに思います。

歳出は先ほども申しましたように、決算額が87億1,796万1,000円で、前年度に比べて5億5,000万円程度の減になっているということになります。

繰り返しになりますが、新型コロナのピークだった令和2年度とかに比べますと21億6,000万円ぐらいの減少になっているということになっております。そして、新型コロナ以前の令和元年度に比べても4億円ほどの減少になっているということで、今後、令和元年度はかなり様々な事業を行いましたので、それに比べるとでしょうけど、令和元年度の数字というのはこれからのアフターコロナに向けての基山町の予算金額を考えて、予算総額のレベル、規模を考える場合には一番適切、だから、令和元年度と令和4年度、令和5年度の数字を見ていきながら、令和6年度以降どういうふうな形に持っていくかということが大事なんじゃないかなというふうに思うところでございます。

目的別歳出の状況で、増減の主なものを申し上げます。

まず、増加したものでございますが、商工費がプレミアム付商品券の増加によって、かなり多くなっているところでございます。それからあと、消防費が事務組合への負担金が増加して、これも多くなっているという形になっております。これが多くなったものの主なものです。

逆に、減少したものは、総務費が財政調整基金や減債基金等への積立金の減少により2億6,000万円程度、そして、民生費が子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の減少により2億円近くの減少、それから、衛生費が新型コロナワクチンの減少により2,700万円ぐらいの減少というような形になっているところでございます。それから、土木費、道とか公園とか、そういったものが2億6,000万円ぐらい前年度に比べて減少していると。この道とか公共工事の減少が、令和3年度に比べて令和4年度が下がった大きな理由になるかなというふうに考えているところでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいというふうに思います。

12ページが新型コロナウイルス感染症関連でございますが、令和4年度は新型コロナウイルスの関係で、エネルギーとか食料品の高騰によって生活者、事業者に対するきめの細かな、そういう支援対策が求められたので、様々な事業を令和4年度もさせていただいたところで

ございます。

主な事業としては、低所得者への支援に加えて、子育て世帯の経済的負担を軽減するためのこどもの医療費助成事業や学校給食の食材補助、それから、国や県が実施していない分野への町独自の細かな事業を展開したところでございますので、そんな感じでございます。

新型コロナ対策の基山町の特徴を言いますと、全世帯へのばらまき配布を基本やらないというのをずっとこの3年間やってきました。本当に調子が悪い、苦しんでいる企業たちをきちんと申請書を出してもらって、確かにというところに厚くやる、それから、一般世帯もそういう形で、全世帯というのは例の1人10万円の国のやつはやりましたけど、町で自由にできるお金については、全て厳しい人たちをチョイスして、チョイスした家庭にのみ給付するという形を徹底してきたつもりでございますので、これは3年間、本当にそういう形でやってきたつもりでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

この後、14ページから細かい事業説明がございます。これはまたこの後の議案審議のときとかもありますが、一応、私なりに幾つかだけちょっとピックアップして解説させていただきたいと……

○議長（重松一徳君）

ここで休憩を少し入れますか。

○町長（松田一也君）

ここですか。分かりました。

○議長（重松一徳君）

10時50分まで休憩します。

～午前10時39分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

引き続き、提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

それでは、14ページ以降の主な施策について、私のほうでピックアップさせていただいて説明させていただきます。

まず、15ページの⑧ですね、きやま人づくり大学、去年はこれは基山（きざん）に絞って

人づくり大学をしましたので、まさに基山（きざん）シンパが人づくり大学で増えて、しかも、未来に残したい草原の里100選に選ばれる基になったような、そんな感じになっているところがございます。今年は二匹目のドジョウで国スポをテーマにした国スポボランティアの育成みたいな意味合いで今始めたところがございますが、今後やっぱりこういう人づくり大学について考えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、次の16ページでございます。

最近ちょっと、あまり盛り上がっていないアダプト・プログラム、これを今、一生懸命検討していて、盛り上がるように今検討しているところをちょっとアピールさせていただきたいということで触れさせていただきました。

それから、次の17ページですね、ふるさと応援寄附金、⑩ですが、非常に下がっていて、今年も先ほどの報告の中でも16%ぐらい下がっているということなので、非常に苦戦しております。苦戦の理由は分かってはいるんですけども、その対策は今打っているんですけど、なかなか戻ってこないという状況になっているところがございます。ただ、これは町の財政にとっては非常に大きなものなので、頑張っていきたいというふうに思っているところがございます。

続いて、18ページの⑪の情報発信事業ということで、今年5月から「広報きやま」が月1回になっておりますが、去年、試して11月に月1回というのをやって、広報の協議会とかでも議論して、去年1回に変えたということで、これは長い歴史の中で「広報きやま」が2回から1回に変わったというのが去年だった。実質、実績としては今年5月からなんですけれども、そういう意味では去年は大きな年だったのではないかなというふうに思っているところがございます。

それから、18ページ、次の民生費の①の社会福祉の中の多世代交流センター憩の家での多世代食堂というのが本当に好評を得て、本当にこの前の土曜日もすごく多かったですけれども、100人の定員にいつも100人を超える形で来ていただいているということで、非常に注目すべきところではないかなというふうに思います。

それから、その1つ下の③の高齢者福祉のところの特筆すべきものとしては、70歳と75歳を対象に、各公民館でやる介護予防健診、これが徐々にちゃんとしたものになってきているとか、参加者も非常に増えてきているので、これを将来、やっぱり核の一つにしていかなければいけないのではないかな。これは公民館を使うという意味でもすばらしいというふう

に思いますし、まさに70代が多い基山町にとっては一番大事な事業かなというふうに思っているところでございます。

それから、20ページの子どもの医療費、⑩ですが、これも昨年度、完全無料化というのを果たしましたので、令和4年度としては非常に大きな事業になったのではないかなというふうに思います。

それから、その3つ下の病後児保育事業、これは結構苦戦して、結局7人、登録者は122人までいったんですけど、7人しかないということで、何人か直接同世代のお母さんたち、保育所に預けてある方たちに私自身お話を聞いたところ、基山町の病後児保育施設は病後後児保育になっているので、「後」がいっぱいつくので、もうそこに行ける子はほとんど保育園に行けるんじゃないですかみたいな感じで、その辺のリスクとそこの保険の部分をごまかすまで掛けるかというのは非常に難しいので、今、この辺のプロにいろいろ話を聞いていて、来年、こども家庭センターができて、こども家庭センターは子ども課が中心になりますので、そういう中で病後児保育を来年どういうふうな形にしていくかというのを今ちょうど考えているところでございますので、これもしていきたいというふうに思っております。

あとは結構飛びまして、25ページになります。

25ページ、いわゆる脱炭素型カーシェア事業、去年やったわけでございまして、今年からスタートしておりますが、これはあくまでもこれからの基山町が目指すべきゼロカーボンの一つの取組にしかすぎませんので、これから太陽光であったり、また、様々な取組をしていって、基山町がゼロカーボンとしてその先頭を走れるような、そういう形を生み出したいというものであるということで御理解いただければなというふうに思います。

あとは、最後に34ページですね。

34ページの文化財保護ですね。これは教育長のマターかもしれませんが、やっぱり基肆城というのをどうにか、基山（きざん）という今盛り上がりの中で基肆城をどう処理していくかというのはこれからまさに大事で、そういう意味では去年、令和4年度というのはその一つのリスタートの時期になったんじゃないかというふうに思っているところでございます。今後ますます基肆城、そして、久しぶりにまた一般公開される御神幸祭、園部くんち、それ以外も民俗芸能はたくさんあると思いますので、そういった方々、こういったものも力を入れていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

最後に図書館なんですけど、本当に図書館、今、基山町を代表する、基山町の政策を説明す

るといったら、PRは図書館みたいな感じになっております。順調に100万人みたいな、そういう感じも出てきておりますし、100万人の達成もできましたし、貸出し冊数日本一もずっと続けておりますので、今後も図書館、この文化財のところと図書館のところをもうちょっとひっつけていくような、たまたまここでは次の項目、⑦、⑧になっていますが、この辺りを上手につなげていくことがこれから大事になっていくんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上で一般会計の決算の主な説明を終わらせていただきます。

それでは次に、37ページをお開きいただきたいと思います。国民健康保険特別会計でございます。

令和4年度の決算を見ますと、全体では8,617万8,000円の黒字になっているところでございます。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は374万7,000円の赤字となっております。

また、国民健康保険税率については、令和4年度の改定は行っていないということでございます。

なお、保険給付費につきましては、本年度は前年度に比べて、7,418万9,000円の増となっているところでございます。

詳しくは、38ページ以降の表に記載しておりますので、お目通しいただければなというふうに思っているところでございます。

国民健康保険特別会計決算に係る主な施策の成果説明は以上でございます。

ここでちょっと申し上げておきたいのは、令和12年度に県一本化という、今、県一本化の税率とうちの税率の差が大体4.5ぐらいあるんですよね。だから、そこに合わせろと今言われているので、すごく正直困っていて、この前も県の部長のところにも直訴で、0.1%、0.2%保険税率を上げるだけでも、どれだけ町が苦勞しているのか、それを、下がる所はいいかもしれないけど、上がる所はとんでもないことですよということを強く主張してはきたんですけれども、気持ちはよく分かるという話だったんですけど、ここはこれからの町の行政にとって極めて大事な分野になってくるんじゃないかというふうに思いますので、気を抜かないようにきちんとやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

次に、41ページの後期高齢でございます。

後期高齢は2,655人となっており、まず被保険者がそうっており、昨年度より135人増加

していると。後期高齢の人数はどんどん増加、基山町の場合はしばらくの間は、あと十数年はどんどん増加していくという形になるというふうに思います。

また、令和4年度の保険料は、調定額が2億2,657万6,900円、収入済額は2億2,678万1,500円でございます。還付未済額は40万4,700円で、収納率99.91%になっているところでございます。

後期高齢は既に一本化になっているので、逆に——正直、私自身もどうせ県に一本化になっているので、基山町が頑張っても全体の何分の1にしかすぎないのでみたいな感じになっているので、どうしても国保とは全然違うモチベーションになっているのは正直なところですよ。

国保は今、基山町もめちゃくちゃ頑張っているんで、それを無理やり一本化させられてしまうので相当反対したんですけども、逆に言えば多勢に無勢ですね。全国が全部一本化、後期高齢はほとんど全国どこの自治体も一本化しているんですけど、国保なんてまだ一本化している自治体は少ないんですよ。まだ1桁ですよ。だから、何で急いで一本化するんだろうかというような感じがあるので。一本化してしまうと、またインセンティブがなくなってしまうので、どうしても力が抜けてしまう部分があるので、本当は競い合って、それぞれの自治体でやっていくのがいいかなとは思っています。

ただ、ここで反省点としましては、後期高齢も、どっちかというところあんまり、私自身もノーチェックで、議員の皆さん方も、これは県全体なのでという感じがあられると思うんですが、もうちょっと、やっぱりもう一回きちんと見直していかなければいけないなというふうに今思っているところでございます。

いずれにしても、この国保につきましても、後期高齢についても、担当課長より後ほどまた説明させていただきたいというふうに思います。

次に、認定第4号「令和4年度基山町下水道事業会計決算」の認定についてでございます。

令和4年度基山町下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、令和4年度基山町下水道事業会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。概要について説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

本町下水道は、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めております。令和3年度に事業効率化や費用対効果等の観点から全体計画の見直しを行い、排水区域を556.5ヘクタール

から491.3ヘクタールに変更しました。なお、令和4年度については、変更を行っておりません。

また、事業認可区域については272.6ヘクタール、下水道整備済区域については269.6ヘクタールとなっております。事業認可区域内の整備率は98.8%となっており、全体計画整備率は、全体計画区域の491.3ヘクタールに対して、54.9%の整備率となっているところでございます。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は、78.0%となっているところでございます。整備済区域のうち下水道に接続された水洗化率は、98.3%となっているところでございます。

令和4年度決算額は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額4億6,000万4,000円に対して、決算額は4億8,261万4,000円となっております。

支出につきましては、予算額4億2,343万9,000円に対しまして、決算額は4億1,354万円となっているところでございます。

この収入支出決算額から、それぞれの消費税及び地方消費税を除いて差し引きした結果、3,232万6,000円が当年度の純利益となっているところでございます。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額6億858万7,000円に対しまして、決算額は5億4,857万9,000円となっております。

また、支出につきましては、予算額8億3,029万6,000円に対しまして、決算額7億2,522万3,000円となっております。

この結果、1億7,664万4,000円の不足額となっております。この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,674万8,000円、当年度分損益勘定留保資金8,010万7,000円及び繰越利益剰余金処分量5,978万9,000円で補填しているところでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきたいというふうに思います。

最後に、報告第5号「令和4年度基山町健全化判断比率等」の報告についてでございます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表することとなっており、今回、議会に報告するものでございます。後ほど監査

委員の太田先生のほうから報告していただけるものと考えております。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8月8日から8月14日まで基山町監査委員に審査していただき、8月21日に審査意見書を提出していただきました。今回その写しについて報告させていただいているところでございます。

健全化判断比率については、基山町は、「実質赤字比率：赤字なし」、そして、「連結実質赤字比率：赤字なし」、そして、「実質公債費比率：7.0%」「将来負担比率：算出なし」となっているところでございます。

また、資金不足比率については、基山町は、資金不足額がございません。

以上で説明を終わります。長くなりましたけれども、御審議いただきまして御可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

引き続き報告第6号について説明をお願いいたします。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について概要を御説明いたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、教育委員会は、毎年、教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することが義務づけられております。

基山町教育委員会では、各年度の教育方針として作成している「基山町教育プラン」の中から、教育委員会が主として取り組んだ具体的重点目標及び取組事項について、成果や課題を洗い出し、さらに、基山町教育委員会評価委員会を令和5年8月3日に開催して、有識者の方々から様々な御意見をいただきました。その中で、教育委員会事務事業の管理及び執行の状況について、令和4年度の教育プランに従って114事業について点検を行っていただき、具体的な15施策について評価報告書としてまとめました。

また、基山町評価委員会では有識者の方々から御意見をお伺いし、それを取りまとめた意見書及び114事業の評価一覧を参考資料として添付しております。

以上で、報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の詳細説明を求めます。

議案第26号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

それでは、議案第26号 基山町課設置条例の一部改正について説明をさせていただきます。
議案書1ページをお願いいたします。

今回の基山町課設置条例の改正につきましては、母子保健と児童福祉の一体的な支援を強化するために、保健センター内にこども課を配置し、こども家庭センターを設置するなどの組織機構改革を令和6年4月1日付で実施し、町の重要施策等に対応できる組織機構体制を整備するため、基山町課設置条例を改正するものでございます。

内容につきまして、議案資料のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

議案資料1ページをお願いいたします。

令和6年度組織機構改革についてでございます。

1、令和6年度組織機構改革の実施。

基山町では、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制として、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行うために、令和6年度に組織・機構の一部の見直しを行います。

2、組織機構改革の内容。

現在、保健センターでは母子保健や育児、子育てに関する様々な悩み等に保健師等が対応し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うための子育て世代包括支援センターを設置しております。

令和6年度の組織機構改革では、この保健センターに子育て世代包括支援センターの機能と、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援等に関わる業務を行う児童福祉の機能を持たせ、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行うための「こども家庭センター」を設置いたします。

3、室の新設、係の名称変更及び業務の移管。

健康増進課子育て包括支援係を「母子保健係」に改名し、妊産婦、乳幼児に関する業務を強化します。子育て包括支援係の母・父子福祉に関する業務、ひとり親家庭等医療費に関する業務及び要保護児童に関する業務をこども課に移管します。

こども課では、児童及び母・父子福祉に関する業務を一体的に行う部署として、「こども

家庭センター室」を新設し、こども家庭係を「こども家庭センター係」に改名、現在の業務に加えて、要保護児童に関する業務、母・父子福祉に関する業務、ひとり親家庭等医療費に関する業務を行います。

なお、これまで子育て包括支援センターやこども課等において行っている相談支援等の取組については、「こども家庭センター」として連携協力して一体的、包括的に行い、一人一人に切れ目ない子ども・子育て支援の体制整備を図ってまいります。

議案資料の2ページ、3ページに組織機構の比較表を掲載いたしておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

「こども家庭センター」についての説明資料を掲載いたしております。

児童福祉法の改正により、市町村は、子育て世代包括支援センターの機能は維持した上で、児童福祉機関との一体的な提供に向けて組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。

基山町では、健康増進課やこども課で実施している相談支援等の取組を強化し、母子保健と児童福祉の一体的な支援体制を整備するため、同一の場所で行うことができるよう、保健センターへこども課を移設し、「こども家庭センター」を設置することといたします。

なお、相談体制や連携体制のイメージは、下段のとおりとなっております。

また、次の5ページには、こども家庭センターの業務体系図を掲載いたしておりますので、こちらも後もってお目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

基山町課設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて改正ポイントを御説明いたします。

健康増進課の事務分掌を定める第8条では、第3号で「母・父子福祉」を「母子保健」に改めております。

次に、こども課の事務分掌を定める第10条では、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、新たに第4号として「母・父子福祉に関すること。」を加えております。

また、議案資料の7ページから9ページにかけましては、事務分掌規則の一部を改正する新旧対照表（案）をお示ししておりますので、こちらも後もってお目通しをお願いいたしま

す。

最後に、施行日は令和6年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第27号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第27号 基山町職員定数条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書2ページをお願いいたします。

今回の職員定数条例の改正につきましては、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を行うなど、子育て支援の充実を図り、併せて公共施設の整備、管理等の町施策の推進に合わせた職員配置を図るため、職員定数条例を改正するものでございます。

内容につきましては、議案資料にて御説明をさせていただきます。

議案資料11ページをお願いいたします。

基山町職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

第3条第1号、町長の事務部局の職員を140人から144人に、第6号、教育委員会の事務局の職員を21人から17人に変更し、人員配置に弾力性を持たせるものでございます。

なお、職員総数は、これまでどおり164人とし、変更はございません。

前のページの10ページをお願いいたします。

上段の表が職員定数の区分による内訳をお示ししております。

中段の表が令和6年4月1日予定及び令和5年4月1日の職員数の状況でございます。

また、下段の表が再任用職員の任用予定を参考としてお示したものとなっております。

最後に、施行日は公布の日からといたしております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第28号の詳細説明を求めます。毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

それでは、議案第28号 基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カード、マイナンバーカードの電子証明書機能を移動端末設備、スマートフォンに搭載できることになり、コンビニ等に設置されております多機能端末機——マルチコピー機で印鑑登録証明書の取得ができることとなるため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正させていただくものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の12ページをお願いいたします。

現在、マイナンバーカードを用いて、コンビニ等に設置された多機能端末機——マルチコピー機で印鑑登録証明書を取得することができますが、今回の改正によりまして、マイナンバーカードの電子証明書機能が搭載されましたスマートフォンでも印鑑登録証明書の取得が可能となるものでございます。

資料の2のところに記載させていただいておりますけれども、法の改正によりまして、従来の個人番号カードに記録される利用者証明用電子証明書につきましては個人番号カード用利用者証明用電子証明書と名称が改められ、新たに移動端末設備用利用者証明用電子証明書の規定が追加されましたので、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例第13条の第3項中の一部を改正するものでございます。

コンビニ交付のサービス開始時期が令和5年中となっておりますので、サービス開始時に対応できるよう、条例の一部を改正させていただきます。

この条例につきましては、公布の日から施行いたします。

議案資料の13ページには新旧対照表をつけておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第29号の詳細説明を求めます。古賀教育学習課長。

○教育学習課長（古賀 浩君）

議案書4ページをお願いいたします。

議案第29号 基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

大学に在学する者もしくは専門課程等に在学する者を対象とした貸付金額の拡充を行うこ

とにより、勉学に意欲のある町内の生徒及び学生に対して、修学に必要な資金として育英資金を広く活用していただけるよう、基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正をお願いいたします。

詳細は資料、補正予算関係14ページの基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明をいたします。

貸付金額、第5条中、大学に在学する者もしくは専門課程等に在学する者にあつては月額2万円以内とすると規定しております。「2万円以内」を「4万円以内」に改めます。

貸付条件、第6条第2号中、償還方法、最終学年卒業の月の翌月から3月を経過した日より10年以内に月賦または年賦償還とすると規定しております「10年以内」を「12年以内」に改めます。

この条例の施行日でございますが、令和6年4月1日から施行することとしております。

適用区分では、改正後の基山町育英資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例第5条及び第6条第2号の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けられた貸付金については、なお従前の例によることとしております。

以上で詳細説明を終わります。御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第30号の詳細説明を求めます。山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

それでは、議案第30号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書5ページをお願いいたします。

今回の一部改正は、引用条文の項番号の整理のための改正でございます。

令和5年6月16日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法でございますが、この法律の一部改正が行われました。このことによって、本町条例で引用している条項を整理する必要がありますので、基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて御説明させていただきます。

議案資料15ページをお願いいたします。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、基山町における特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

今回、第15条第1項第2号の認定こども園の規定につきまして、認定こども園法の一部改正に伴い、引用している「第11条」を「第10条」に改める改正でございます。

引用条項のずれに伴う改正でございますので、本町の基準や条例の解釈に影響が出るものではございません。

この条例につきましては、公布の日から施行することとしております。

詳細説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第31号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

それでは、議案第31号 令和4年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について詳細説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお願いいたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額5,978万9,030円を資本金に組み入れ、下水道経営の安定を図るものでございます。

処分後の残高につきましては、1億953万6,224円となっております。

以上で基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第32号の詳細説明を求めます。平野総務課長。

○総務課長（平野裕志君）

議案第32号 佐賀県市町総合事務組合格約の変更について説明をさせていただきます。

議案書7ページをお願いいたします。

今回の協議につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、佐賀県東部環境施設組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合格約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでござ

います。

施行日につきましては、次の8ページでございます佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）のとおり、知事の許可のあった日からとなっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、承認第4号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

議案書の9ページをお願いいたします。

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度基山町一般会計補正予算（第5号））について説明を申し上げます。

議案書の10ページをお願いいたします。

まず、専決理由としましては、本年7月の豪雨による災害復旧費用及び佐賀県立鳥栖工業高等学校の第105回全国高等学校野球選手権記念大会出場に係る激励金の支払いに伴い一般会計の予算に補正が急務となったためでございます。

地方自治法第179条第1項に規定されておりますように、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、8月1日付で専決処分を行わせていただいております、その承認をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

この補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に4,540万円を追加し、総額をそれぞれ84億7,737万4,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、18款 繰入金に4,540万円の増額をしております。

13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款 総務費に100万円増額し、11款 災害復旧費に4,442万9,000円増額しまして、14款 予備費を2万9,000円減額することで調整を図っております。

次に、内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入でございます。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、10目1節 ふるさと応援寄附基金繰入金に4,540万円

の増額をしております。この段階で、災害復旧に係る国庫支出金や起債借入れの額を見込むことが困難でありましたので、全額を基金繰入れで手当てをしております。

次に、歳出でございます。4ページをお願いいたします。

2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費、18節．負担金補助及び交付金に、佐賀県立鳥栖工業高等学校全国高等学校野球選手権大会出場激励金100万円の追加をしております。

5ページをお願いいたします。

11款．災害復旧費、1項．農林水産施設災害復旧費、1目．農地農業用施設災害復旧費、12節．委託料に、測量設計業務委託料1,129万7,000円の追加をしております。被災農地の復旧に係るものでございます。

次に、2目．林業施設災害復旧費、3節．職員手当等、時間外勤務手当236万5,000円の追加をしております。

同じく11節．役務費に、林道寺谷線、一の坂・河内線、岩坪線、鎌浦線に係る土砂等撤去手数料339万1,000円の追加をしております。

6ページをお願いいたします。

2項1目．公共土木施設災害復旧費、12節．委託料では、測量設計業務委託料974万6,000円の追加をしております。

次に、14節．工事請負費では、町道小松・古屋敷2号線、西の浦線、鎌浦1号線、陣屋1号線に係る応急工事107万8,000円、また、災害復旧工事43万3,000円の追加をしております。

7ページをお願いいたします。

4項．文教施設災害復旧費、2目．社会教育施設災害復旧費、10節．修繕料に796万5,000円の追加をしております。

また、12節．委託料では、測量設計業務委託料565万4,000円の追加をしております。特別史跡基肆城跡の災害復旧事業に係るものでございます。

8ページをお願いいたします。

最後に、14款．予備費でございます。今回、2万9,000円を減額し、調整を図っております。

以上で令和5年度基山町一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第33号の詳細説明を求めます。吉田財政課長。

○財政課長（吉田茂喜君）

それでは、議案第33号 令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）について説明させていただきます。

議案書の14ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ4億8,370万7,000円を追加いたしまして、予算総額を89億6,108万1,000円とするものでございます。

議案書の15ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。主なものを申し上げます。

まず、歳入につきましては、1款. 町税を9,179万9,000円、9款. 地方特例交付金を1,976万5,000円、10款. 地方交付税を2億8,010万8,000円、14款. 国庫支出金7,817万円、15款. 県支出金を4,164万3,000円、19款. 繰越金を2億6,646万8,000円増額し、18款. 繰入金に2億9,576万3,000円の減額をお願いしております。

17ページ、18ページをお願いいたします。

歳入につきましては、2款. 総務費を1億5,431万5,000円、3款. 民生費を1億3,504万7,000円、8款. 土木費を2,594万2,000円、10款. 教育費を2,761万4,000円、11款. 災害復旧費を6,114万1,000円、13款. 諸支出金に7,230万7,000円の増額をお願いしております。また、予備費を6万3,000円増額することで調整を図らせていただいております。

19ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。この債務負担行為の設定につきましては、年度内に募集を行い、業者選定を行うためのものでございます。

基山町民会館指定管理料及び基山町体育施設指定管理料につきましては、令和6年度から令和10年度までの期間で、限度額はそれぞれ2億5,078万円、2億2,040万5,000円の設定をお願いしております。

20ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

まず、追加分でございます。亀の甲ため池整備に係る農村地域防災減災事業に50万円の設定をお願いしております。

次に、変更分ですが、臨時財政対策債の発行可能額が3,958万6,000円となりましたので、1,422万5,000円の減額をお願いしております。

また、町民会館及び町営テニスコートの長寿命化事業に伴う公共施設等適正管理推進事業に1,190万円の増額をお願いしております。

それでは、事項別明細書により主な内容について説明をさせていただきます。事項別明細書をお願いいたします。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款. 町税につきましては、本年度の賦課実績及び調定額の見込みにより補正をお願いしております。1項. 町民税、1目. 個人、1節. 現年課税分では、賦課実績により所得割額に879万5,000円の増額をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

2項1目. 固定資産税、1節. 現年課税分では、賦課実績によりまして8,017万1,000円の増額をお願いしております。こちらは企業の償却資産の伸びによるものでございます。

飛びまして6ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方特例交付金では、交付決定によりまして、1,976万5,000円の増額をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

10款1項1目1節. 地方交付税につきましても、交付決定により普通交付税に2億8,010万8,000円の増額をお願いしております。

飛びまして9ページをお願いいたします。

14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金、1節. 児童福祉費負担金に、子どものための教育・保育給付費負担金391万1,000円の減額をお願いしております。こちらは新規の認定こども園開園準備の遅れによる施設型給付費の減少に伴うものでございます。

同じく子どものための教育・保育給付費負担金過年度分といたしまして、982万1,000円の追加をお願いしております。こちらは令和4年度分の国庫負担金確定に伴う追加交付によるものでございます。

次に、2節. 社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金過年度分236万1,000円

の追加をお願いしております。こちらは令和4年度分の国庫負担金確定に伴う追加交付によるものでございます。

続きまして、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金に5,379万4,000円の増額をお願いしております。こちらは児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用の増加に伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金、2節. 児童福祉費補助金に、地域子供の未来応援交付金136万4,000円の減額をお願いしております。こちらは交付金事業の不採択によるものでございます。

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業補助金に1,615万2,000円の追加をお願いしております。こちらはこども家庭センターの整備に係るものでございます。

次に、2目. 衛生費国庫補助金、1節. 保健衛生費補助金に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金100万円の増額をお願いしております。こちらはワクチン接種の個別接種の促進に係るものでございます。

11ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、1項. 県負担金、1目. 民生費県負担金、1節. 児童福祉費負担金に、施設型給付費負担金195万6,000円の減額をお願いしております。こちらは国庫支出金と同様に、施設型給付費の減少に伴うものでございます。

続きまして、施設型給付費負担金過年度分281万2,000円の増額をお願いしております。こちらは令和4年度分の県負担金確定に伴う追加交付によるものでございます。

次に、2節. 社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付費負担金過年度分118万円の追加をお願いしております。こちら令和4年度分の県負担金確定に伴う追加交付によるものでございます。

また、障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金に2,689万7,000円の増額をお願いしております。こちらは国庫支出金と同様に、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用の増加に伴うものでございます。

12ページをお願いいたします。

15款. 県支出金、2項. 県補助金、1目. 総務費県補助金、2節. 総務管理費補助金に、移住支援事業費補助金450万円の増額をお願いしております。こちらは移住世帯の申請件数

の増加に伴うものでございます。

次に、2目．民生費県補助金、2節．児童福祉費補助金、佐賀県認可化移行運営費支援事業費補助金に289万6,000円の増額をお願いしております。こちらは新規の認定こども園開園準備の遅れに伴うものでございます。

次に、3目．衛生費県補助金、1節．保健衛生費補助金では、子どもの医療費助成事業補助金に271万1,000円の増額をお願いしております。子どもの医療費の増額によるものでございます。

飛びまして15ページをお願いいたします。

17款1項．寄附金、3目1節．総務費寄附金、企業版ふるさと納税寄附金に140万円の増額をお願いしております。こちらは申込み実績によるものでございます。

続きまして16ページをお願いいたします。

18款．繰入金、1項．基金繰入金、2目1節．財政調整基金繰入金に2億3,900万円の減額、また、3目1節．公共施設整備基金繰入金に1億5,400万円の減額、また、10目1節．ふるさと応援寄附基金繰入金に9,585万円の増額をお願いしまして、財源調整を図らせていただいております。

17ページをお願いいたします。

2項．特別会計繰入金、4目1節．国民健康保険特別会計繰入金に133万円の増額をお願いしております。こちらは前年度分の精算分になります。

18ページをお願いいたします。

19款1項1目1節．繰越金には2億6,646万8,000円の増額をお願いしております。

飛びまして21ページをお願いいたします。

21款1項．町債につきましては、先ほど第3表、地方債補正で説明させていただいたとおりでございます。

補正額の合計は、182万5,000円の減額となっております。

続きまして、歳出でございます。

22ページ以降の人件費につきましては、人事評価を勤勉手当に反映させるための予算の配分調整や臨時的任用職員の採用に係る予算、また、時間外勤務手当の増額などをお願いしております。

歳出、24ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、6目. 企画費、12節. 委託料に、ふ・れ・あ・いフェスタイベント業務委託料103万円の増額をお願いしております。12月のふ・れ・あ・いフェスタにおきまして、卓球教室イベントの実施に係るものでございます。

次に、18節. 負担金補助及び交付金に、申請増を見込みまして、移住支援金600万円の増額をお願いしております。

8目. 財政調整基金費、24節. 積立金に1億4,100万円の追加をお願いしております。こちらは決算剰余金の2分の1程度を積み立てるものでございます。

飛びまして27ページをお願いいたします。

3項1目. 戸籍住民基本台帳費、2節. 給料に、一般職226万8,000円の増額をお願いしております。こちらは産前・産後休暇及び育児休業取得に伴う臨時的任用職員の採用に係るものでございます。

28ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、4目. 国民年金費、2節. 給料に、職員の人事異動に伴い293万7,000円の減額をお願いしております。

次に、6目. 障害者福祉費、19節. 扶助費に、障害児通所給付費1億759万円の増額をお願いしております。こちらはサービス利用料の増加に伴うものでございます。

続きまして29ページをお願いいたします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費、12節. 委託料に、こども家庭センター整備工事実施設計委託料182万9,000円の増額をお願いしております。また、14節. 工事請負費に、こども家庭センター整備工事1,692万4,000円の増額をお願いしております。それぞれこども家庭センターの整備に係るものでございます。

次に、19節. 扶助費、子どもの医療費助成費に1,309万1,000円の増額をお願いしております。子どもの医療費の増加見込みによるものでございます。

続きまして30ページをお願いいたします。

5目. 保育対策費、10節の需用費、また、18節の負担金補助及び交付金では、国の補助事業の改正に伴い予算の組替えをお願いしております。消耗品費230万円の減額、また、保育対策総合支援事業費補助金390万円の増額、また、認可外保育施設保育対策総合支援事業費補助金に160万円の減額をお願いしております。

次に、認可化移行運営費支援事業費補助金380万1,000円の増額と、19節. 扶助費、施設型

給付費782万円の減額をお願いしております。それぞれ新規の認定こども園開園準備の遅れによるものでございます。

31ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生総務費、2節. 給料に143万円の増額をお願いしております。こちらは産前・産後休暇及び育児休業取得に伴う臨時的任用職員の採用に係るものでございます。

次に、2目. 予防費、18節. 負担金補助及び交付金に、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業給付金100万円の増額をお願いしております。こちらは個別の医療機関でのワクチン接種の促進に係るものでございます。

飛びまして36ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、2目. 観光費、12節. 委託料に、基山山頂アプローチ通路測量業務委託料567万円の減額をお願いしております。これは次の14節. 工事請負費の不足額見込みによる草スキー場前面広場整備工事839万8,000円の増額に伴い予算の組替えを行うものでございます。

37ページをお願いいたします。

8款. 土木費、1項. 土木管理費、1目. 土木総務費、2節. 給料に、職員の人事異動に伴いまして、260万1,000円の増額をお願いしております。

38ページをお願いいたします。

2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費、10節. 需用費では、町道の維持補修に係る修繕料に448万4,000円の増額をお願いしております。

39ページをお願いいたします。

3項. 都市計画費、1目. 都市計画総務費、10節. 需用費では、修繕料513万7,000円の増額をお願いしております。ニュータウン調整池のり面の修繕に係るものでございます。

12節. 委託料に、けやき台調整池浚渫業務委託料、また、ニュータウン調整池浚渫業務委託料をそれぞれ108万7,000円、475万2,000円の増額をお願いしております。

続きまして、14節. 工事請負費に歴史的風致維持向上計画サイン整備工事272万8,000円の減額をお願いしております。これは先ほど7款で御説明いたしました草スキー場前面広場整備工事に839万8,000円の増額に伴いまして、同じ社会資本整備総合交付金事業内での組替えを行うものでございます。

次に、3目．公園費、2節．給料に228万6,000円の増額をお願いしております。こちらは社会人経験枠職員の新規採用に係るものでございます。

次に、10節．需用費に、修繕料405万1,000円の増額をお願いしております。こちらは総合公園のあずまややウォーキングコースのライン修繕などに係るものでございます。

続きまして、飛びまして45ページをお願いいたします。

10款．教育費、3項．中学校費、1目．学校管理費、10節．需用費では、修繕料といたしまして284万4,000円の増額をお願いしております。こちらは体育館入り口の扉やテニスコート、用具室と部室の扉の修理などに係るものでございます。

46ページをお願いいたします。

4項．社会教育費、3目．文化財保護費、2節．給料に248万3,000円の増額をお願いしております。こちらは休職中の職員の復職に伴うものでございます。

次に、4目．図書館費、2節．給料に、職員の人事異動に伴いまして167万8,000円の増額をお願いしております。

次に、5目．文化振興費、10節．需要費に、修繕料といたしまして829万4,000円の増額をお願いしております。こちらは町民会館大ホールの照明設備、調光板と監視カメラの修繕に係るものでございます。

47ページをお願いいたします。

5項．保健体育費、2目．スポーツ振興費、3節．職員手当等、時間外勤務手当110万4,000円の増額をお願いしております。こちらは10月20日から22日に開催されます国スポ卓球のプレ大会に伴うものでございます。

10節．需用費に、修繕料591万7,000円の増額をお願いしております。こちらは町営テニスコート人工芝の修理と町営球場駐車場の舗装修繕に係るものでございます。

48ページをお願いいたします。

11款．災害復旧費、1項．農林水産施設災害復旧費、1目．農地農業用施設災害復旧費、14節．工事請負費に、災害復旧に係る農地農業用施設災害復旧工事2,000万円の追加をお願いしております。

次に、2目．林業施設災害復旧費、12節．委託料に、災害復旧に係る測量設計業務委託料といたしまして1,904万1,000円の追加をお願いしております。

49ページをお願いいたします。

2項1目. 公共土木施設災害復旧費では、町道等の復旧に係るものとして、11節. 役務費に土砂等撤去手数料150万円、また、14節. 工事請負費に公共土木施設災害復旧工事2,000万円の増額をお願いしております。

50ページをお願いいたします。

12款1項. 公債費、1目. 元金、22節. 償還金利子及び割引料につきましては、本年度の償還予定額の見込みによりまして、長期債元金につきましては256万8,000円、また、その下の2目の利子、長期債利子につきましては16万8,000円の減額をお願いしております。

飛びまして52ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金に、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金、22節. 償還金利子及び割引料に国県支出金返納金7,230万6,000円の追加をお願いしております。

内容につきましては、議案資料の47ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

53ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。今回、6万3,000円を増額いたしまして調整を図らせていただいております。

以上で令和5年度基山町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

詳細説明の途中ですけれども、午後1時まで休憩します。

～午前11時58分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、議案第34号、議案第35号の詳細説明を求めます。戸井福祉課長。

○福祉課長（戸井竜二君）

それでは、議案第34号 令和5年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の21ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出をも1,850万円を追加し、総額を21億1,985万9,000円とする

ものでございます。内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

国民健康保険特別会計事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税、1節、医療給付費分現年課税分に1,253万9,000円の減額、2節、後期高齢者支援分現年課税分340万1,000円の減額、3節、介護納付金分現年課税分26万2,000円の増額をお願いしております。国民健康保険税の当初賦課額が確定したことによるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

7款2項1目1節、財政調整基金繰入金4,000万円の減額、こちらは令和4年度からの繰入金や保険給付費等交付金償還金の額確定により、基金からの繰入れが必要なくなったため、減額するものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

8款1項1目1節、繰越金に7,417万8,000円の増額、こちらは令和4年度の歳入歳出差引残高が確定したことによるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項1目12節、基幹系情報システム改修業務委託料82万円の増額、こちらは令和6年1月から施行される産前・産後の国保税減免に対応するための基幹系システム改修分でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

6款1項2目12節、健康診断委託料に57万6,000円の増額をしております。こちらは人間ドック、脳ドックの申込件数が当初見込みより多かったため増額するものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

9款1項5目22節、保険給付費等交付金償還金2,173万1,000円の減額、6目22節、国県支出金返納金7万8,000円の増額、こちらは令和4年度の給付費が確定したことによるものです。

続きまして、9ページをお願いします。

9款3項1目27節、一般会計繰出金133万円の増額、こちらは令和4年度に一般会計から繰り入れた事務費等の精算分になります。

10ページをお願いします。

10款. 予備費で3,742万7,000円増額し、財源調整を行っております。

議案第34号の詳細説明は以上です。

引き続きまして、議案第35号 令和5年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書に戻りまして、議案書の24ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出とも3,604万9,000円を追加し、総額を3億4,357万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目. 特別徴収保険料、1節. 現年度分77万6,000円の増額、2目. 普通徴収保険料、1節. 現年度分3,430万3,000円の増額、2節. 過年度分13万5,000円の増額をお願いしております。こちらは本算定による当初賦課が確定したことによるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

5款1項1目1節. 繰越金に83万5,000円の増額、こちらは令和4年度の歳入歳出差引額が確定したことによるものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目. 後期高齢者医療広域連合納付金、18節. 保険料等納付金3,599万4,000円の増額、こちらは収納した保険料を全て佐賀県後期高齢者医療広域連合へ支出しますので、予算計上したものになります。

続きまして、6ページをお願いいたします。

4款2項1目27節. 一般会計繰出金5万7,000円の増額、こちらにつきましては、一般会計から繰り入れた分の精算額になっております。

次に、7ページをお願いいたします。

5款. 予備費で2,000円減額し、財源調整を行っております。

議案第35号の詳細説明は以上です。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、議案第36号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案第36号 令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

第2条、基山町下水道事業会計予算第3条に定められた収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。

収益的支出では、第1款、下水道事業費用349万5,000円の増額をお願いし、4億2,041万4,000円といたします。

収益的収入の補正はございません。

第3条、予算第8条に定めた経費の予定額の補正をお願いいたします。

人事異動等による職員給与費67万9,000円の増額をお願いし、3,073万3,000円といたします。

補正の内容につきましては、令和5年度基山町下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画兼事項別明細書にて主なものを説明いたします。

それでは、実施計画兼事項別明細書3ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款、下水道事業費用、1項、営業費用、1目、管渠費、修繕費を162万円増額補正をお願いいたします。これは大雨による緊急修繕と老朽化による管渠の修繕による増によるものでございます。

3目、処理場費、修繕費を116万8,000円の増額補正をお願いいたしております。各処理場の修繕費の増額に伴うものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、下水道整備費におきまして、第2号マンホールポンプの取替修繕348万7,000円の増額をお願いいたしております。

続きまして、委託料につきまして、入札減により348万7,000円同額の減額をお願いいたしております。

以上で、基山町下水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審

議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（重松一徳君）

次に、認定第1号から認定第3号までの令和4年度各会計の決算についての詳細説明を求めます。寺崎会計管理者。

○会計管理者（寺崎博文君）

令和4年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療の各特別会計の決算に係る詳細説明をさせていただきます。

議案書28ページをお願いいたします。

令和4年度基山町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調製し、一般会計及び特別会計の調書類その他政令で定める書類と併せて町長に提出をいたしております。町長は決算及び関係書類を監査委員の審査に付するために、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。

令和4年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 令和4年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号 令和4年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、決算に関する主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書をつけて提出いたしております。

また、決算関係資料を決算認定関係資料として提出をいたしております。

決算に係る主要な施策の成果説明書につきましては、先ほど町長のほうから詳しく説明をされましたので、省かせていただきまして、私のほうから実質収支に関する調書、財産に関する調書等について御説明をさせていただきます。

それでは、別冊資料の実質収支に関する調書、財産に関する調書等の1ページをお願いいたします。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が90億487万5,000円、歳出総額が87億1,796万1,000円で、歳入歳出差引額が2億8,691万4,000円となっております。令和4年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が544万6,000円でございますので、実質収支額のほうは2億8,146万8,000円となっております。

す。

2 ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額のほうで21億75万1,000円、歳出総額が20億1,457万3,000円で、歳入歳出差引額のほうで8,617万8,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源のほうはございませんので、実質収支額のほうも8,617万8,000円となっております。

3 ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が2億9,075万円、歳出総額が2億8,991万4,000円で、歳入歳出差引額が83万6,000円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源のほうはございませんので、実質収支額のほうも83万6,000円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

資料の4ページのほうをお願いいたします。

まず、公共用財産の公衆用道路の2,003.59平方メートルの増につきましては、町道うそん谷線道路改良に伴います買収、また、開発行為による帰属や寄附による増でございます。

次に、水路の214.78平方メートルの増につきましては、開発行為による帰属や寄附によるものでございます。

次に、その他の公園148平方メートルの増につきましては、開発行為による帰属によるものでございます。

次に、建物の公共用財産のほうですけれども、社会教育施設のほうで7.72平方メートルの増がございます。これについてはキャンプ場のシャワー室の新築によるものでございます。また、普通財産については、令和4年度土地建物の増減はございませんでした。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

(2) 山林について、令和4年度中の増減はございませんでした。

次に、出資に関する権利について、佐賀東部水道企業団のほうに16万3,000円の出資のほうを行っております。これは福岡導水施設地震対策事業に伴うものでございます。

次に、6 ページから8 ページをお願いいたします。

物品関係についてでございますが、物品関係については50万円以上の物品について計上いたしております。これにつきましては、車両運搬具として、普通自動車を1台廃車いたしまして、軽自動車と普通自動車をそれぞれ1台購入しております。また、事務用機器として、

自書式読取分類機、選挙投票管理システムとレジスターのほうをそれぞれ1台購入いたしているような状況でございます。

また、機械器具として、視力検査機器のほうを1台購入いたしております。

9ページをお願いいたします。

基金関係の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、財政調整基金についてでございますが、1億4,003万3,000円増のほうがございますが、これについては3万3,000円の利子と1億4,000万円の積立てによるものでございます。

次に、公共施設整備基金の2億4,206万3,000円の増につきましては、6万2,000円の利子と2億4,200万円の積立てによるものでございます。

次に、教育施設整備基金の3,000万円の増につきましては、積立てによるものでございます。

次に、ふるさと応援寄附金の7,670万2,000円の減につきましては、5万4,000円の利子と4億2,657万4,000円の積立てから、5億333万円の一般会計の繰入れを減額した差引きでございます。

その後、10ページから16ページにつきまして、会計別の決算総括表と款別決算額比較表をつけさせていただいております。決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書のほか、決算関係資料を提出いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上をもちまして令和4年度各会計の決算についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議賜り認定いただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。今泉建設課長。

○建設課長（今泉雅己君）

議案書の31ページをお願いいたします。

令和4年度基山町下水道事業会計決算の認定について詳細説明をいたします。

令和4年度基山町下水道事業会計決算の認定に係る詳細説明にいたしましては、令和4年度下水道事業会計の決算につきまして、地方公営企業法第30条の第1項の規定に基づき、政令に定めるところにより決算を調製し、下水道会計の諸書類その他政令で定める書類と併せて提出をいたしております。

令和4年度基山町下水道会計決算認定についての議案においては、地方公営企業法及び地

方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業剰余金処分計算書（案）、下水道事業報告書、下水道事業貸借対照表及び決算附属書類そのほか決算に係る主要な施策の成果説明書及び監査委員の決算意見を付して提出をいたしておるところでございます。

決算に係る主要施策の成果の説明につきましては、先ほど町長の説明と重複いたしますので、省略をさせていただきます。

それでは、別冊の令和4年度基山町下水道事業決算書のほうをお願いいたします。

1ページの収益的収入及び支出、2ページの資本的収入及び支出の決算につきましては、主要な施策の成果の説明と重複いたしますので、3ページ、下水道事業損益計算書からお願いいたします。

下水道事業損益計算書でございます。

下水道使用料等による営業収益が2億583万6,358円、維持管理費や減価償却費等による営業費用は3億6,300万3,874円、補助金等による営業外収益が2億2,205万239円、支払利息等による営業外費用は3,255万6,694円となっております。

4ページをお願いいたします。

当年度純利益は3,232万6,074円となっております。前年度繰越剰余金と合わせまして、当年度未処理分剰余金は1億6,932万5,254円となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

下水道事業剰余金計算書でございます。

前年度末資本合計11億6,863万6,691円、当年度末純利益3,232万6,074円を加えた12億96万2,765円が当年度末の資本合計額となっております。

また、本会議におきまして、令和4年度下水道事業剰余金処分をお願いしており、5,978万9,030円を処分し、資本金へ組み入れることとして計上いたしております。

決算書6ページから9ページまでが下水道事業の貸借対照表でございます。

それでは、7ページ、負債の部をお願いいたします。

固定負債合計21億8,072万7,512円、流動負債合計3億4,553万245円、繰延収益合計21億6,541万2,996円となっており、負債合計で46億9,167万753円となっております。

それでは、8ページ、資本の部をお願いいたします。

資本の部につきましては、資本金9億4,259万7,264円、剰余金合計が2億5,836万5,501円

となっております、資本合計といたしまして、12億96万2,765円となっております。

負債の部、資本の部の合計で58億9,263万3,518円となっております。

12ページからは令和4年度基山町下水道事業報告書となっております。決算内容の詳細につきましても、決算報告書のほか損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表ほか決算附属書類としての事業収益、費用明細書、事業費用明細書、それぞれ明細書を添付しておりますので、後ほど御参照のほうをお願いいたします。

なお、下水道事業会計につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までが会計期間となっております。

以上をもちまして令和4年度基山町下水道会計の認定に関する詳細説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。太田代表監査委員。

○代表監査委員（太田博史君）（登壇）

それでは、決算審査の報告をいたします。

最初に、一般会計、特別会計の説明をいたします。

1ページをお願いします。

審査の対象ですが、令和4年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計と実質収支に関する調書及び財産に関する調書、それから、土地開発基金等3つの基金の運用状況です。

審査の期間は6月14日から8月10日まで、中村絵理議員とともに審査をしております。

審査の方法は、通常の審査手続で、予算執行は的確かつ効率的、合理的になされているか等について審査をしております。

次に、審査の結果ですが、審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、誤りのないものと認めました。

予算の執行につきましては、全般的に適正な事務処理がなされ、おおむね良好な執行状況であると認めました。

財産に関する調書の公有財産及び物品並びに基金につきましては、適正に管理、運用されているものと認めました。

次に、2ページから52ページに決算の概要としまして、各課の1年間の仕事の結果、住民

サービスの結果等を載せております。図書館のところでは、貸出冊数が日本一を継続しているというようなコメントも書いております。ここでは説明は省略いたします。

53ページから61ページに審査結果の意見を記載していますので、ポイントの部分を補足説明いたします。

53ページをお願いします。

この意見は、令和4年度の決算審査結果や課題等を踏まえまして、財政の健全化及び地域の活性化を主眼とした意見になっております。

(1)決算収支の状況ですが、決算の結果が赤字か黒字かというのを見る場合、実質収支が赤字でないということが収支健全性の最低条件なんですが、令和4年度は実質収支額が2億8,100万円の黒字となっております。

注書きで、実質収支比率というのを書いているんですが、これは財政運営の健全性を示す指標で、おおむね3から5%が望ましいとされております。令和4年度は6.4%とちょっと高いんですが、これはワクチン接種事業等で多額の不用額が出たということですので、この令和4年度の6.4%というのは健全な数値と考えていいと思います。

それから、その年度の収支が実質で黒字かどうかというのは単年度実質収支額で見ますが、平成29年度から令和元年度まで3年間、赤字が続きました。ですが、令和2年度からは黒字に転換しております。単年度で黒字を継続しているということは健全な財政運営が継続できていると判断できると考えます。この単年度実質収支が赤字の場合、財政調整基金を取り崩して実質収支を黒字に持っていつているんですね。だから、単年度で赤字が続きますと、財政調整基金が底を突いて赤字団体に転落するというリスクがありますので、私のほうは単年度も必ず毎年チェックするようにしております。

(2)財政力指数、自治体の財政の豊かさを示す代表的な指数なんですが、この指数を基に地方交付税なんかが決まります。自前の税収でどれだけ賄えているかということを見る数字です。グラフを見てもらいますと、一番上の線が基山町です。真ん中の線が類似団体の平均値です。一番下が佐賀県の平均値になっております。この1に近いほど財政に余裕があるということです。基山町は類似団体59あるんですが、その中で14位です。佐賀県では3位の高位置をずっとキープしております。ちなみに、令和4年度の順位なんですが、1位は玄海町が1.18、1を超えているということですね。2位は鳥栖市で0.93です。3位は基山町と佐賀市が同率で0.64ということになっております。

基山町は類似団体の平均は上回っているんですが、この数値というのは3年間の平均値なんです。近年は指数が低下傾向にあります。令和2年度だけですと0.68、令和3年度だけですと0.62、令和4年度だけですと0.63ということになっております。

(3)新型コロナウイルス感染症対策関連の歳入歳出ですが、決算額の中に新型コロナウイルス感染症対策関連費がこれだけ含まれております。令和4年度は減ったんですけども、それでも3億9,200万円、これは先ほどの町長の説明と数字が食い違っているんですが、多分、私のほうは繰越しなんかを入れていないと。各課からもらった数字を足しただけなんですけど、繰越しが入っていないということだと思っております、いずれにしても、大きな金額が決算額に含まれているということです。通常の業務だけでも大変忙しい中、住民の感染症対策のため、これだけ大きな金額の歳入歳出の職務に熱心に対応、尽力していただきました職員に感謝をいたします。住民の方は町の支援を大変頼りにしております。まだ続いています感染症への対応、支援を、今後もよろしく願いいたします。

(4)歳入の状況ですが、自主財源は前年度から2億2,100万円、自主財源のトータルでは2億2,100万円増加しています。令和3年度の自主財源構成比は46.6%で、県内では5番目に高い数字になっているんですが、令和4年度はさらに5.3ポイント上がって51.9%と高くなっています。ですが、自主財源の確保というのは、財政の健全化の最重要テーマですから、今後もさらなる増収に向けての創意工夫をお願いいたします。

それから、特定財源の確保につきましては、新規事業はもとより、既存の事業でも新たな財源や、より有利な財源がないか、引き続き模索していただきたい。

それから、歳入増対策で効果が上がった事例というのを毎年各課に聞いているんですが、これはほとんどないんですね。今回、住宅使用料過年度分徴収率が27%向上したという事例の報告を受けました。これは具体的には公益財団法人佐賀県社会福祉会と連携した納付相談を行ったことで、滞納者の生活の自立を促し、定期的な納付につなげることができたという定住促進課のすばらしい事例の報告がありました。この歳入増対策につきましては、税務課とか財政課だけがやるということではなくて、全課で積極的に取り組んでいただきたいなというふうに考えます。

(5)町税の収入状況ですが、町税5つの税目全て令和4年度は増収になりました。合計では前年よりも7,500万円の増収、過去最高の税収ということになりました。

56ページの②で、この徴税というのが、ほかの市町村に比べて多いのかどうかを見てみた

んですが、自治体の豊かさの指標の一つとされております人口1人当たりの町税の額を見たんですが、これは基山町は県内で3番目に多い数字になっていました。ちなみに、1位は玄海町、2位が鳥栖市ですね。先ほど(2)で見ました財政力指数の上位1位、2位、3位と全く同じなんです。税金、町税の収入というのが非常に重要であるということが言えます。

(6)歳入のふるさと応援寄附金ですが、個人のふるさと納税が、これは平成29年度から10億円を超えました。令和4年度はちょっと減りまして、8億7,200万円になっています。前年よりも6,900万円減ったということです。企業版ふるさと納税のほうは逆に前年よりも400万円増えて570万円ということになっていました。このふるさと応援寄附金というのは、今では基山町では自主財源の中で固定資産税、町民税に次ぐ貴重な収入源になっております。この寄附金が多いかどうかというのを人口1人当たりの寄附金の収入で見てみたんですが、基山町が1人当たり換算しますと、5万4,069円、類似団体の平均ですと、2万5,878円ということで、類似団体よりも2倍以上の寄附金を集めております。

ただ、佐賀県は非常に人気があるみたいで、町は10町あるんですが、そのうちの基山町はこれだけあっても9位でした。順位はやっぱり低い。金額は類似団体なんかと比べて多いんですけども、佐賀県というのはやはり佐賀牛が人気があるんだと思うんですけど、9位ということで。上峰町なんか1人当たりにして47万円、基山町の8.7倍ありました。ここでさらに増収を図るために、新たな返礼品の開発に尽力していただきたいと思います。ブランド品と言えるような返礼品ができれば、地元経済の活性化にもつながることが期待できます。

(7)基金積立金現在高ですが、貯金のほうはどうかということなんですが、財政調整基金は前年よりも1億4,000万円増えました。ふるさと応援寄附金のほうは7,700万円前年よりも減っております。基金合計としましては、前年よりも3億4,400万円増えたということになっております。財政調整基金ですが、これは標準財政規模の10%が目安というふうに一応考えられております。基山町の令和4年度末は9億4,300万円ありますから、十分な備えはできているということとは言えると思います。

それから、減債基金ですが、この基金を使って平成28年度に1億500万円の繰上償還をして、1,600万円の利子を削減できたという例があります。今後も繰上償還の有無を考慮して基金の積立てを計画していただきたいと思います。

それから、ふるさと応援寄附基金ですが、これは令和2年度から10億円を突破しています。今後はこれをいかに地方創生に結びつけていくかということが重要になってくると思います。

この貯金が多いかどうかを人口1人当たりの財政調整基金と減債基金を足したやつで見たんですが、類似団体平均よりも13億4,600万円少ないという結果になっております。基山町も令和3年度から多くなっているんですが、それでも類似団体平均から比べると少ないという計算になっております。基金の合計額で見てみたんですが、これも類似団体平均よりも9億900万円少ないという計算になりました。

それから、(8)町債残高、借金のほうはどうなっているかということなんですが、令和4年度は期末の残高が63億5,400万円ということになりまして、前年よりは3億8,200万円減少しました。この町債というのは、財政の観点からすれば少ないほうがいいんですけども、町債は事業を何もしなければ減少します。でも、将来のために必要な投資をしなければ、将来の行政にリスクが発生します。必要な投資をして、それでも将来に過度のツケを回すことになる町債というのは抑制することが求められます。緊急度、住民ニーズを的確に把握した事業の選択により、町債の残高を抑制するとともに、新規発行は交付税措置があるものに限定するなど、町債の抑制にはさらに努めていただきたいと思います。

この町債借入金が多いかどうかを1人当たりで見たんですが、類似団体平均よりは24億6,600万円少ないという計算になりました。

結局、貯金と借金が多いかどうかということなんですが、基山町は類似団体平均に比べまして、貯金は少ないが借金はそれ以上に少ないと、そういう結果になっております。私はこういう両方少ない、借入金の利子のほうが高いですから、このほうがいいんだというふうには思います。

(9)財政状況の持続可能性ですが、持続可能性というのは今後も健全に財政運営が続けられるかということなんですが、①のところで計算式を書いております。イは地方債の現在高、借金の現在高ですね。これにロで債務負担行為額、債務負担行為支出予定額ですね、これを足して、それから、貯金、基金積立金、貯金を引いた数字を純負担額ということで書いております。これを令和4年度見てみたんですが、このイ、ロ、ハとも全項目、基山町は大きく改善しているんですね。当然、純負担額も大きく減少しております。財政の持続性は向上しているということが言えます。

それから、次、(10)将来負担比率ですが、将来負担比率というのは財政の健全化判断比率を毎年、県経由で国に報告をしているんですが、その4つの比率のうちの最もポイントになると思われますこの将来負担比率をこの意見書で取り上げてみました。

この計算の仕方なんですが、先ほどの⑨で見ました純負担額に、さらに下水道の借入金なんかを足して、それから一部事務組合、クリーンヒル宝満とかありますね、ああいうところの借入金も足して、それから、退職手当負担見込みというのが計算されるんですが、それも足した数字を分子にして、標準財政規模で割っているんですね。その数字比率が、平成29年度は31.3%ありました。これは借金のほうが多いということのそれです。平成30年度から、これがマイナスになったんですね。借金よりも貯金のほうが多いという数字で、毎年その数字が改善されておりまして、令和4年度はマイナス36%。ということは、金額にしますと、14億1,000万円という貯金のほうが多いという結果になっています。この数字を国のほうに報告しています。

何でこんなことになるかということなんですが、これは国が計算式を示している中で、例えば、公債費なんかは後で国が交付税で見えあげるから、その分は借金から引いていいよというような計算の仕方をしているんですね。それが、引いていいよというのが令和4年度に58億円もあるんです。ということで、借金よりも貯金のほうが多いという結果になっております。

佐賀県では10市ある中の6市は比率が算定されています。借入れのほうが多いという結果になっているんですけども、町のほう、10町あるんですが、それは算定されていないということは貯金のほうが多いという結果になっておりました。

それから、(11)国民健康保険特別会計の収支状況ですが、これは先ほど町長のほうが説明されましたので、そのとおりなので説明は省略しますが、非常に財政運営は厳しいんですが、それでも実質収支額で8,600万円の黒字を計上している、頑張っているということが言えると思います。

次、12番行きます。移住・定住の促進ですが、町外からの転入者がこのように100名を超えて、毎年入ってきております。このテーマは、第2期基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、具体的な目標値が設定されておりまして、それに向かってPDCAのサイクルを回すことにより、着実に成果を上げています。

②のところは、これは3月18日の日経新聞に載っていた記事から拾ったんですが、総務省の地方財政状況調査によると、基山町の令和3年度の児童福祉費は平成28年度より、ということは5年前ですね。111.1%増加して、ということは2倍以上になっているということなんですが、九州・沖縄では7番目に高い増加率ということで、要は子育て支援に力を基山町

は入れているよということを日経新聞が書いてありました。基山町で自慢の子育て支援策のさらなる充実を図るとともに、この取組のPRを広く積極的に行い、さらなる移住・定住の促進に努めていただきたいと思います。

転入した人のアンケートでも、転入の決め手になったのは子育て環境がよいというような回答があったみたいです。この子育て世代が増えるというのは、地域の活性化に大きな効果があると思います。

(13)業務改善活動ですが、職員の業務改善提案ですが、これは職員自らが積極的に業務改善活動に取り組んでいくということは、私は非常に意義が大きいと思っていて、毎年、決算審査の意見書でテーマとして取り上げております。令和4年度は36件の提案件数があり、前の年度より倍増したということです。なのですが、163名の職員がおります。ということは、4.5人に1件ということなんですね。これは私は全然少ないというふうに考えます。業務改善をしていますが、提案として提出していないんだということはもちろんあるとは思いますが、この件数が非常に少ないというふうに考えます。

②に書かせてもらったんですが、少子高齢化、人口減少、IT化、コロナ禍など社会環境が激変する今日、既存の制度、今までの仕事のやり方が現実に合っていないと認める正直さと、それを誠実に改善していくという姿勢が求められていると考えます。職員が要綱、規則でそう書いているから、時間がかかっているけど、ずっと今までこうやってきたからと思考停止しては住民の負託に応えることができない時代になっているというふうに思います。

職員一人一人は前例にとらわれず、アイデアを出し合い、創意工夫して積極的に業務改善に取り組んでいただきたいと思います。そして、そのノウハウを基山町として蓄積していただきたいと思います。

それから、スキルアップのための研修も、もっともっと積極的に検討していただきたいと思いますというふうに思っています。これは例えば税理士なんかは年間で36時間研修を受ける義務があるんですよ。もちろん罰則規定はないんですけども、36時間に達していない人は官報で名前が載ります。

次、14番、今後の財政運営ですが、今後、財政負担の増加が見込まれます。その一方で、町民の生活を守り、地域の暮らしを回していくという自治体の役割はさらに重要になってきます。将来にわたって健全な財政運営を確立するためには、税源の涵養を推進する必要があります。特に固定資産税、住民税の継続的な増収を図るため、引き続き移住・定住の促進、

企業誘致の推進、地場産業、農業の育成に尽力をお願いしたいと思います。

それから、第5次基山町総合計画というのが作られているんですが、令和5年度の重点の実施事項につきましては、具体的な実施計画に基づき、より具体的な目標値を設定して立てた目標は常に職員と共有し、スピーディーにP D C Aのサイクルを回すことにより、確実にその成果を上げるよう努めていただきたいと思います。

次に、下水道事業会計の報告をします。

これは根拠の法律が違っていますので、別冊にしております。

1ページをお願いします。

審査の対象ですが、令和4年度の基山町下水道事業会計決算の決算書、附属書類です。

審査の方法ですが、決算書及び決算附属書類につきまして、地方公営企業法の関係法令に従って作成されているか、係数は正確であるか、経営成績及び財政状態は適正に表示されているか等につきまして審査をしております。

次に、審査の結果ですが、決算書及び決算附属書類は、地方公営企業法の関係法令に準拠して作成されており、係数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはなく、令和4年度の経営成績及び同年度末における財政状態は適正に表示していると認めました。また、キャッシュフロー計算書というのを使ったんですが、良好であったと認められます。日々の取引が発生主義、複式簿記で、企業会計方式できちっと会計処理されておりました。

次に、審査の内容ですが、これは詳細なデータを載せておりますが、説明は省略します。

次に、審査結果の意見・講評を12ページから15ページに載せておりますので、補足説明をします。

12ページをお願いします。

(1)下水道の整備状況ですが、水洗化人口は前年よりも15名増えました。水洗化率は0.1ポイント上がって98.3%になっております。水洗化率は近隣地区に比べて高いんですが、まだ水洗化していないという人が238名いますので、引き続き水洗化のさらなる普及に努めていただきたい。

それから、(2)予算の執行状況ですが、予算の執行率は記載のとおりですが、総括的に見て予算の執行はおおむね適正に行われたものと認められました。

(3)経営成績（損益計算書）についてですが、業績、経常利益・純利益で毎年度確実に適当な金額の黒字が続いております。ということは、健全な事業経営が継続できているという

ふうに評価できます。

それから、イ、（営業収益）下水道使用料ですが、この本業の収入が毎年順調に増収を続けております。令和4年度は1億9,800万円、5年前に比べて3,200万円も増えています。それで、今、基山町に存在する4つ大きな工場があるんですが、ここは合併浄化槽が設置されている状況なんですけど、この工場に対しまして、水洗の接続依頼を積極的に行うことにより、さらなる使用料収入の増収を図っていただきたい。1つの工場を受注しますと、相当多くの使用料があるということです。

それから、ウ、一般会計からの繰入金ですが、これが営業外収益に上がっているんですね。この業種の場合、やはり一般会計に頼らざるを得ないという業種なんですけれども、この繰入金が多いかどうかを見てみました。そうしますと、佐賀県平均よりは14.1ポイント低いということで、佐賀県で31社あるんですが、3番目に低いということ、繰入金は少ないということが分かりました。一番低いのは鳥栖市なんですね、次が佐賀市ということで。鳥栖市は何でもいいですね。

それから、支払利子は毎年順調に減少しております。

それから、経費回収率ですが、これは下水道使用料水準の妥当性を見るんですが、令和4年度は90.8でして、この事業が、事業に必要な費用を収益で賄えているとされる100%を大きく下回っております。10%低い。鳥栖市は100%なんです。これは燃料費や資源高騰の影響が大きいんですが、今後、その他の項目においても経費の削減を行い、経費回収率の改善に努めていただきたい。今の下水道料金というのは、近隣地区に比べて、ほぼ平均程度というか、むしろ低いほうなんですけれども、今後の料金値上げは極力避けるべく、さらなる経営努力をお願いしたいと思います。

(4)財政状態（貸借対照表）ですが、企業債残高、借金なんですが、令和4年度は2億3,700万円増加しています。この借金が多いのかどうかというのを見てみたんですが、佐賀県平均よりも少ないという計算になりました。金額にしますと、佐賀県平均よりも12億2,000万円ほど少ないという計算になります。だから、多くないということですね。

それから、未収金ですが、長期未収金が残っております。非常に古いやつがずっと残ったままになっています。いいかげん決着つけてほしいなと思います。

それから、他の勘定科目に関する注記としまして、未収金として消費税還付金が3,400万円計上されています。これは令和4年度の消費税の確定申告をした結果、3,400万円の還付

があると、これが入っていますので、還付があったということなのですが、これは大きいですよ。純利益よりも大きい金額が入ってきたということです。この消費税を今年10月からインボイス制度が導入されます。今後変わることもありますので、変わる対応が必要なこともありますので、適切な対応をお願いしたいと思います。

(5)資金の状況（資金収支計算書）、キャッシュフロー計算書ですが、これは結論だけ言いますと、⑤のところに書いていますように、資金期末残高というのは前年よりも1億1,000万円増加しました。総合的には令和4年度のキャッシュフローは良好であったということが言えます。

(6)むすびですが、今後、宝満川流域幹線への接続工事等での施設整備費が増加することが予定されています。かなり大きな金額の増加があるみたいです。中長期事業計画、財政計画を整備し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むとともに、地方公営企業としての町民福祉の増進に寄与されることを望むものでありますということを書いています。地方公営企業法では、地方公営企業の目的は町民福祉の増進ということが明記されております。ということで、こういう言葉で結びとさせていただきました。

以上です。

日程第25 決算特別委員会の設置について

○議長（重松一徳君）

日程第25. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により、今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、決算特別委員会の委員の定数を12名とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を12名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会委員の指名については、委員会条例第5条第4項の規定により議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は以上をもちまして散会とします。

～午後 2 時05分 散会～